四四一二・九一	少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの	
	一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％
四四一二・九二	その他のもの（少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。）	
	一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％
四四一二・九九	その他のもの（いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。）	
	一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％

別表第四四・一四項を次のように改める。

四四・一四	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	
四四一四・一〇	熱帯産木材のもの	三・二％
四四一四・九〇	その他のもの	三・二％

別表第四四・一八項を次のように改める。

四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	
四四一八・一一	窓及びフランス窓並びにこれらの枠	
	熱帯産木材のもの	無税
	その他のもの	無税
四四一八・一九	戸及びその枠並びに敷居	
	熱帯産木材のもの	無税
	その他のもの	無税
四四一八・二一	くい及びはり（第四四一八・八一号から第四四一八・八九号までの物品を除く。）	三・九％
四四一八・三〇	コンクリート型枠	三・九％
四四一八・四〇	こけら板	五・八％
四四一八・五〇	組み合わせた床用パネル	
	竹製のもの及び少なくとも最上層（摩耗層）が竹製のもの	三・九％
四四一八・七三	その他のもの（モザイク状の床用のものに限る。）	三・九％
四四一八・七四	その他のもの（多層のものに限る。）	三・九％
四四一八・七五	その他のもの	三・九％
四四一八・七九	構造設計用木材製品	
四四一八・八一	構造用集成材（グルラム）	三・九％
四四一八・八二	直交集成板（ＣＬＴ又はＸ―ラム）	
	一　いずれのラミナも厚さが一二ミリメートル以上のもの	三・九％
	二　その他のもの	二〇％
四四一八・八三	Ｉ型はり	三・九％

四四一八・八九	その他のもの	
	その他のもの	
四四一八・九一	竹製のもの	
	一　建具及び床柱	無税
	二　その他のもの	三・九％
四四一八・九二	セルラーウッドパネル	一〇％
四四一八・九九	その他のもの	
	一　木製の建具及び床柱	無税
	二　その他のもの	三・九％

別表第四四・一九号の次に次の一号を加える。

四四一九・二〇	熱帯産木材のもの	
	一　割り箸	五・六％
	二　その他のもの	三・二％

別表第四四・二〇項中「四四二〇・一〇　木製の小像その他の装飾品　無税」を「

四四二〇・一〇	小像その他の装飾品	
	熱帯産木材のもの	無税
	その他のもの	無税

」に改める。

別表第四四二一・一〇号の次に次の一号を加える。

四四二一・二〇	棺	
	一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	四・六％
	二　その他のもの	五・八％

別表第四六類の注2(e)中「ランプその他の」を削る。

別表第四八類の注2(q)中「乳児用の」を削り、同注5中「

(A)	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下の紙及び板紙にあつては、
(B)	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙にあつては、

」を「

(A)	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下の紙及び板紙にあつては、
(B)	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙にあつては、

」に、「重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙にあつては、」を「(B)　重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙にあつては、」に改め、同注12中「付随的」を「副次的」に改める。

別表第四九・〇五項を次のように改める。

四九・〇五	地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）	
四九〇五・二〇	製本したもの	無税
四九〇五・九〇	その他のもの	無税

別表第一一部の注1(s)中「ランプその他の」を削り、同注1(t)中「がん具」を「玩具」に改め、同注1(u)中「乳児用の」を削り、同注5中「すべて」を「全て」に改め、同注に次のように加える。

15　機械的要素又は電子的要素を有するもの（組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは織物と共に織り込まれているかを問わない。）は、この部の注1の物品を除くほか、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部のいずれかの項に属する。